

条例案の作成に当たっての主な修正事項等について

1 条例の名称について

第1条の趣旨「南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に・・・」との整合性を図るため、条例の名称は、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」とする。

2 条例で使用する用語の使い方について

(1) 語尾

この条例は、自助・共助・公助の取組のよりどころとなるものであるため、県民や事業者の方が、条例に親しみが持てるよう、語尾を「です・ます」調とする。(語尾の使い方は、別紙参照)

※高知県の条例で、語尾を「です・ます」調としたものは、高知県子ども条例、高知県男女共同参画社会づくり条例の2例のみ。

(2) 接続詞

新たな接続詞を用いると、条文の読み方を誤るおそれがあるため、従前の法令用語のルール（及び、並びに、又は、若しくは）を用いる。

3 骨子案からの主な修正事項等

(1) 共通事項

① 用語の統一

- ・「命」「生命」「身」は、「生命」に統一する。
- ・「防災知識」「地震に関する知識」は、「地震防災に関する知識」に統一する。
- ・「社会基盤」「都市基盤」は、「社会基盤」に統一する。

② 用語の使い分け

ア)「地震が発生したときは」「地震発生時」「地震発生後」「被災後」。これ以外の用語はいずれかの用語に修正した。

用 語	使用する場合
地震が発生したときは	「南海地震が発生した場合は」という仮定、条件を意味する場合であって、主に、県民等に理解を求める場面で用いる。
地震発生時	まさに、地震の揺れ等が発生した時点を指す場合に用いる
地震発生後	地震が発生した後の時間を指す場合に用いる。
被災後	地震発生後の時間であるが、被災に注目した言い方をしたい場合に用いる。 (例) 被災後の生活

イ) 「行う」「実施する」「図る」

できる限り「～する」と表現するが、「〇〇、〇〇等を実施する（行う）（図る）」などの熟語化された行動を連ねるときは、「行う」「実施する」「図る」を使用する。

用語	使用する場合
実施する	組織的な対策を想定して使用する場合であって、主に県に関する規定で用いる。
行う	個人の行為を想定して使用する場合に用いる。ただし、県の行為であっても、個別の行為を指すときにも用いる。
図る	総合的な取組をおこなっていくときに用いる。

ウ) 「推進する」「促進する」

用語	使用する場合
推進する	県自身が行う場合に用いる。
促進する	県が、他者に対して推進を支援していくときなど間接的に書く場合に用いる。

③ 章及び条の見出しの整理

章及び条の見出しは、条文中に使われる言葉で作成するように整理する。

(2) 個別事項

① 前文の追加

南海地震に備えるためには、県民、事業所、自主防災組織等の取組が重要であり、そのよりどころとなる条例を作成する必要性を理解してもらう必要があるため、条例に前文を置いて、条例を今制定することとした背景や南海地震の特徴、自助・共助・公助による南海地震への備えの必要性などを定めることとする。

② 第2条における法令の引用等

第1号 防災関係機関

指定公共機関……災害対策基本法第2条第5号

指定地方公共機関……災害対策基本法第2条第6号

第2号 事業者

骨子では、事業者に公立の学校や保育所を含むこととしていたが、公立の学校や保育所の役割は、行政機関として地震対策を行うことや、防災教育を進めることなどにあり、条例に規定する一般の事業者の責務などとなじまないため、条例では、事業者の定義を「県及び防災関係機関以外の法人及び事業を営む個人」と修正する。

第4号 社会貢献活動団体……高知県社会貢献活動推進支援条例第2条第2項

※骨子では、社会貢献活動団体を、「営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動を継続的に行う法人その他の団体」とし、宗教活動、政治活動、選挙活動、公共の利益を害する行為をするお

そのあるものの活動を除いているが、引用する高知県社会貢献活動推進支援条例では、このことも含めて、社会貢献活動団体が定義されていることから、条例においては、宗教活動等の活動を除外することを規定しない。

③ 第6条第2項の表現の見直し

県が、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくりやネットワークづくり等を行うことは、自助の取組や共助の取組を支援するための重要な要素であることから、骨子では、並列的に規定していたが、条例では、自助の取組や共助の取組を支援することを規定し、この実施に当たって、人づくりや地域づくり、ネットワークづくり等を行うよう表現を見直す。

④ 第8条（地震の揺れの被害からの安全の確保）の追加等

「第3章 津波から逃げる」「第4章 火災から生命を守る」では、災害事象が発生したときの県民や事業者が取るべき行動を章の最初に規定しているため、骨子の第2の2、3（室内の安全対策）及び第3の2（屋外の安全対策）を、条例では、第8条としてまとめ、第2章の最初に規定する。

併せて、今年10月から一般に提供される緊急地震速報に対応するため、骨子の「地震が発生したときは」を、条例では「地震の揺れを感じたとき又は地震の揺れが来ることの情報入手したとき」と修正する。

⑤ 第9条第1項における法令の引用

耐震基準……建築基準法及び建築基準法施行令の規定による耐震基準

⑥ 第11条第1項における屋外工作物等の対象物の見直し等

屋外工作物等のうち、塀については、ブロック塀、石塀、れんが塀だけでなく、様々な造りをした塀を対象とする必要がある。一方、門については、転倒して、歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることが、面的に広がりのある塀に比べて少ないと思われるため、特に例示せず、「等」に含めることとし、骨子の「屋外におけるコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀」を、条例では「ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀」と修正する。

併せて、第2項において、県が連携する相手方を、もう少し大きく捉えた方が適当と思われるため、「屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者」と修正する。

⑦ 第14条第1項における法令の引用

自動車……道路交通法第2条第1項第9号の自動車

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの以外のものをいう。
--

⑧ 第22条第1項における自主的に避難すべき危険の見直し

骨子では、自主的に避難すべき危険を「土砂災害」と「その他の危険」の2つに区分したが、県民の方に、地盤沈下や液状化が、土砂災害と同様に、危険なことを理解してもらうことが大切であるため、その他の危険とするのではなく、土砂災害と同じレベルで位置づけるよう修正する。

⑨ 第 23 条第 2 項における法令の引用及び対象物の見直し

危険物……………消防法第 2 条第 7 項

水質汚濁性農薬…農薬取締法第 12 条の 2

火薬類……………火薬類取締法第 2 条第 1 項

毒物、劇物……………毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項、第 2 項

高圧ガス……………高圧ガス保安法第 2 条

これ以外の危険物や有害物質についても、対象とするものが個別にあると想定されるため、「その他これに類する危険物若しくは有害物質であつて地震が発生したときに人の生命、身体若しくは財産を害するおそれのあるもの（第 33 条第 1 項第 8 号において「危険物等」といいます。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の所有者及び管理者」と規定する。

⑩ 第 26 条における法令の引用

救急車、消防車等……………災害対策基本法第 76 条第 1 項の緊急通行車両

道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
--

⑪ 第 27 条におけるライフライン事業者が行う対策に係る新たな項の追加

ライフラインの復旧対策については、骨子では、県が実施する対策の一つとして規定していたが、県や防災関係機関と連携した対策の必要性はあるものの、ライフライン事業者が主体的に行うものであることから、条例では、第 1 項から、ライフラインに関する規定を除き、新たに第 2 項として、ライフライン事業者が、予め実施する対策と地震が発生したときに行う復旧対策を規定する。

⑫ 第 32 条における県民の備えの目的の見直し

県民の備えについては、骨子では「地震発生時に自らや家族、近隣住民の生命、身体を守るため」としていたが、近隣住民の生命、身体を守ることを求めることは、県民の自助の取組でなく、共助の取組として行うべきものであるため、条例では、「近隣住民」を削除し、併せて、県民の備えに、建築物の耐震化など財産を守ることにつながる事項を規定しているため、「生命、身体及び財産」と修正する。

⑬ 第 33 条における条例内の関係箇所の引用等

- ・第 5 条の事業者の責務で規定する「被害軽減のために必要な備え」について、第 33 条で具体的に規定することから、条例では第 5 条第 1 項を引用する。
- ・県民の備えの規定の仕方との整合性を合わせるため、骨子（5）を、条例では、2 つの号（5）及び（6）に分割し、併せて「応急的な措置に必要な…」を「救助活動等に必要な…」と修正する。
- ・骨子（8）の「事業継続計画の作成…」では、事業継続計画という名称を知らない事業者も多く、表現になじみがわきにくいと考えられるため、「地震発生後も事業を継続するために必要な計画の作成…」と修正する。

⑭ 第 35 条第 2 項における条例内の関係箇所の引用等

- ・骨子では、南海地震対策推進週間には、県においても、自らの南海地震への備えの点検と充実、必

要な訓練を行うよう規定していたが、こうしたことは、日頃から行うべきことで、推進週間における県の役割は、県民や事業者、自主防災組織等の取組を支援することにあるので、第2項から県の取組を削除する。

- ・南海地震対策推進週間における県民、事業者、自主防災組織等が行う備えや訓練について、第32条の県民の備え、第33条の事業者の備え、第34条第2項及び第4項の自主防災組織の活動を引用する。

⑮ 第36条第2項における法令の引用

児童福祉法第12条の規定により、「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」とされているため、骨子の「民生委員・児童委員」を、条例では、「民生委員法第1条の民生委員」とする。

⑯ 第37条第3項における語尾の見直し

骨子では、「適正に取り扱わなければいけません。」と義務づけしていたが、指針は方向性を示すガイドラインであるため、「ものとする」という方向性を示す語尾とする。

⑰ 第38条における法令の引用等

安全対策を必要とする災害時要援護者が利用する施設については、骨子で、学校と広く規定していたものを、条例では、災害時要援護者が専ら利用する施設でないものを除くこととし、学校教育法第1条の学校のうち、幼稚園、小学校、特別支援学校を対象とする。

幼稚園、小学校、特別支援学校…学校教育法第1条

保育所…児童福祉法第7条第1項

いわゆる認可外保育施設…児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの

医療機関…医療法第1条の5第1項の病院、同条第2項の診療所、同法第2条の助産所

なお、障害者施設及び高齢者施設は、多様なニーズに対応するため、頻繁に法令が改正され、施設の大系が見直しされていることから、条例では、「社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業を行うもののうち災害時要援護者が収容され、又は通所する形態をとる規則で定める施設」と規定する。

⑱ 第39条第1項における学校等の対象の見直し

骨子では、防災教育を推進する主体は、学校及び保育所と規定していたが、条例では、これに加えて、認可外保育施設も対象とする。(第38条において、保育所と認可外保育施設を「保育所等」と略称)

⑲ 第30条及び第42条における計画の作成等の主体の見直し

震災復興計画(第30条)と南海地震対策行動計画(第42条)を作成(公表、見直し)する主体については、骨子では、「知事」としていたが、当該計画の範囲には、知事部局だけでなく、教育委員会や警察本部等のものも含まれることから、条例では、「県」と修正する。